

平成25年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 行政財産の目的外使用許可について
- 3 監査対象 総務部人権・同和政策課
- 4 監査実施期間 平成25年11月21日から平成26年2月4日まで
- 5 監査結果報告 平成26年3月28日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【人権・同和政策課】

<p>1（1）事務手続きについて ア 行政財産使用許可申請書の申請日及び使用許可日が使用許可期間の開始日と同日であった。平成21年1月19日付け税務理財部長通知に基づき審査検討及び事務処理のための期間を確保するため、遅くとも使用許可期間の開始日の概ね7日から30日前までに申請を行わせること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 使用許可を行おうとするときは、使用許可を受けようとする者に対して、使用する期間の初日の概ね7日から30日前までに申請するよう働きかけ、十分な審査検討期間を確保するよう事務運用を改めた。</p>
<p>ウ 四日市市公有財産規則第6条に規定されている使用許可の信用調査を行っていなかった。規則に基づき、使用しようとする者の資力、信用、技能等を十分調査すること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 使用許可を行おうとするときは、使用しようとする者の資力、信用、技能等の調査を行うこととし、行政財産を適切に管理するよう改めた。</p>
<p>1（2）行政財産使用許可について ウ 行政財産使用許可書に「関係法令の遵守」の条文が入っていなかった。平成23年7月5日付け管財課長通知に基づき使用の許可を受けた者に対しても使用の許可を受けた物件を使用して行う業務に関する関連法の遵守と許認可等の取得の責務を定めた条文を追加すること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月31日 行政財産使用許可書に「関係法令の遵守」についての条文を記載するよう改めた。</p>
<p>3（2）使用状況の実査の記録について 実査は行われていたが、記録が文書にして残されていなかった。文書にして残すこと。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月20日 実地調査の際に、使用許可物件の使用状況等の記録について文書として残すよう改め、今後も行政財産の適切な管理に努めることとした。</p>